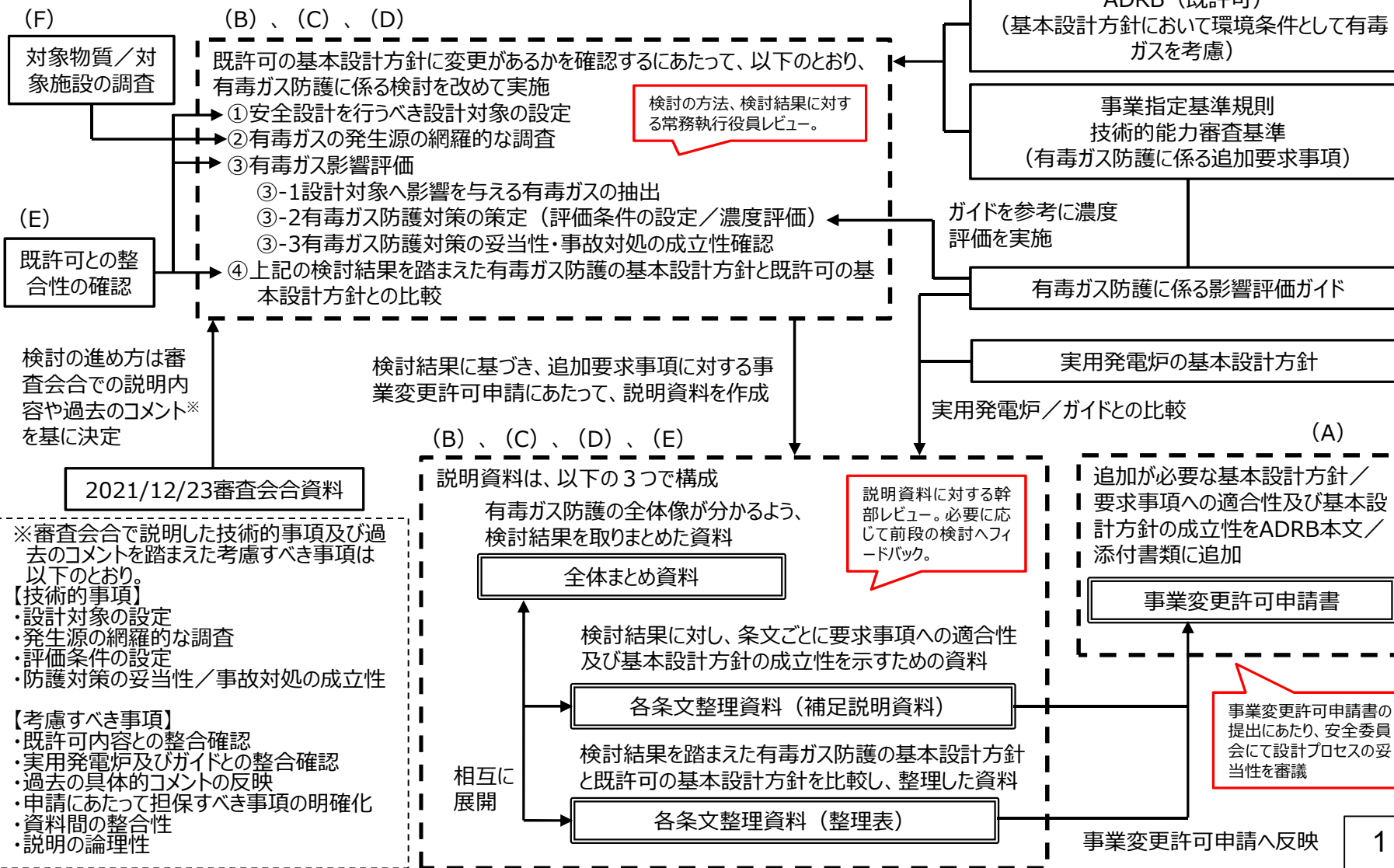


# 有毒ガス防護に係る事業変更許可申請書作成に係る設計の流れについて



○有毒ガス防護に係る追加要求事項に対し、既許可の基本設計方針に変更があるかを以下の設計プロセスにより確認し、要求事項への適合性及び基本設計方針の成立性を説明するための整理資料及び事業変更許可申請書を作成している。

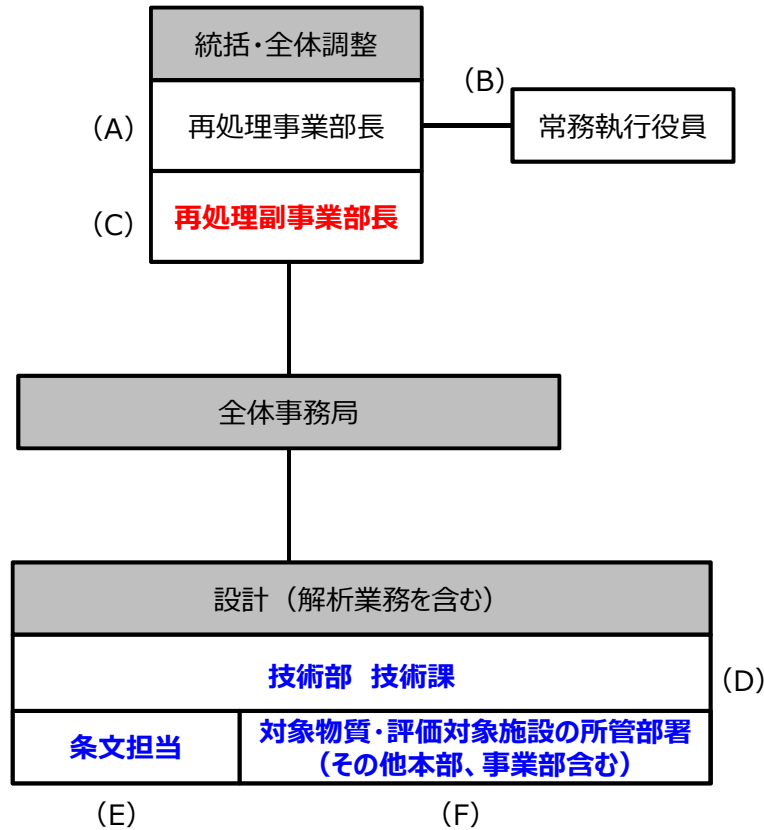
○各資料の作成にあたっての有毒ガス防護に係る安全審査体制と各職位の役割について次頁で説明する。



# 有毒ガス防護に係る安全審査体制と各職位の役割



有毒ガス防護に係る事業変更許可申請書の作成にあたっては、再処理事業部長の責任の下に、**再処理副事業部長**、**技術課**、**各条文担当**、**対象物質・評価対象施設の所管部署**それぞれの役割のもとで設計を実施する。



**再処理事業部長の役割**

- 事業変更許可申請図書の提出の権限を有する

**常務執行役員の役割**

- 有毒ガス防護に係る事業変更許可対応に係る再処理副事業部長を指導し、事業変更許可申請、審査に係る総括的な対応を行う

**再処理副事業部長の役割**

- 有毒ガス防護に係る事業変更許可に係る設計について最終的な責任を持つ**
- 再処理事業部長の統括の下で、有毒ガス防護に係る事業変更許可に係る設計の技術総括及び全体調整の指揮

**全体事務局の役割 (再処理計画部 計画グループ)**

- 申請書・補正書のとりまとめ、申請書化に係る各作業、社内手続き
- マスキング作業調整

**技術課の役割**

- 有毒ガス防護に係る事業変更許可に係る設計について、責任と権限を持つ**
- 有毒ガス防護に係る検討**
- 有毒ガス防護に係る申請書・補正書作成及び審査対応**
- 既許可の体系から条文毎のつながりを整理**

**各条文担当の役割**

- 既許可の基本設計方針に関する技術課への情報提供及び議論
- 申請書に改めて担保すべき事項を整理
- 有毒ガス防護に係る申請書・補正書作成及び審査対応

**対象物質・評価対象施設の所管部署の役割**

- 対象物質・評価対象施設に関する技術課への情報提供